

有田川町地域公共交通会議委員 出席者名簿

令和7年1月24(金)

	所属団体名等	役職	代理	代理者 役職	出席者氏名(敬称略)
1	有田川町	町長			中山 正隆
2	有田川町	副町長			坂頭 徳彦
3	近畿運輸局和歌山運輸支局	支局長	代理	運輸企画専門官	高塚 昭憲
4	(公社)和歌山県バス協会	会長	代理	専務理事	森下 清司
5	(一社)和歌山県タクシー協会	会長	代理	中紀地区委員長	周家 洋平
6	(一社)和歌山県ハイヤータクシー協会	会長			前 安稔
7	和歌山県総合交通政策課	課長			大畑 敦義
8	有田振興局建設部	部長	欠席		
9	有田川町建設環境部	部長			森本 博貴
10	有田湯浅警察署	署長	代理	警部補	三ツ矢 真由美
11	吉備地区区長会	会長			清水 秀基
12	金屋地区区長会	会長			中井 理自
13	清水地区区長会	会長			東 修一
14	有田鉄道株式会社	取締役社長	代理		得津 佳孝
15	末広タクシー株式会社	代表取締役			前 安稔
16	有田鉄道バス労働組合	執行委員長	欠席		
17	かつらぎ町役場企画公室	室長			植田 尚雄
	以下、有田川町事務局				
	総務政策部	部長	井上 光生		
	総務政策部企画調整課	課長	寺杣 真英		
	総務政策部企画調整課	担当	山崎 一宏		

有田川町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 有田川町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議の委員は、次にあげるものとする。

- (1) 有田川町長及び有田川町副町長
- (2) 和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (3) 和歌山県総合交通政策課長
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (6) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (7) 公益社団法人和歌山県バス協会、一般社団法人和歌山県タクシー協会及び一般社団法人和歌山県ハイヤータクシー協会の代表者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (9) 道路管理者
- (10) 所轄警察署

(会長)

第4条 交通会議に会長を置く。

- 2 会長は、町長をもって充て、交通会議を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の規定に関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方につ

いて」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。

5 交通会議は、原則として公開とする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議にかえることができる。

(運営等)

第7条 当該輸送サービスの提供事業者の選定にあたっては、輸送の安全性及び利用者利便の確保等について十分配慮するものとする。

2 交通会議の庶務は、有田川町企画調整課が処理する。

3 地域公共交通に関する相談、要望、その他に対応するため、有田川町企画調整課に連絡・通報窓口を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。